

現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

平成31年2月20日制定
令和7年4月1日改正

第1条 この要領は、常駐義務が緩和された現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、その事務取扱に必要な事項を定めるものとする。

(発注機関の定義)

第2条 この要領における発注機関の定義については、次のとおりとする。

(1) 土木部関係事務所

以下の土木事務所及び管理事務所

ア 土木事務所：神戸、西宮、宝塚、加古川、加東、姫路、光都、龍野、豊岡、新温泉、養父、丹波、洲本

なお、土木事務所の所管区域については、行政組織規則（昭和36年規則第40号）第87条の13第1項及び第87条の15第1項のとおりとする。ただし、行政組織規則第87条の13第1項の所管区域は、第87条の15第1項の所管区域を除いたものとする。

イ 管理事務所：尼崎港、姫路港

(2) 農林水産部関係事務所

ア 農林（水産）振興事務所：神戸、阪神、加古川、加東、姫路、光都、豊岡、朝来、丹波、洲本

イ 県立農林水産技術総合センター

(3) 本庁

ア まちづくり部公営住宅整備課、営繕課、設備課

イ 土木部、農林水産部及び環境部

(4) 市町

県内の市町（市町の長又は長より契約を締結する権限を委任された者の機関）

(兼務の対象となる工事)

第3条 第2条第1項第1号から第3号までの発注機関が所管する請負代金額が、4,500万円未満の工事*の契約を締結する際に、次の要件を全て満たす場合は、市町の所管する工事も含め、現場代理人を3件まで兼務することができる。

ただし、市町の所管する工事との兼務にあつては、当該市町が第2条第1項第1号から第3号までの発注機関が所管する工事との兼務を認める場合に限る。

(1) 兼務する工事3件が、同一土木事務所が所管する区域内で施工する工事であること。

(2) 既に契約を締結している各工事の請負代金額が、4,500万円未満であること。

2 第1項に該当する工事であっても、工事内容等により兼務が認められない場合があるので、その場合は入札公告等において明示する。

* 単価契約又は総価契約単価取決方式の工事における兼務については、各発注機関の取扱いによる。

(現場代理人を兼務する場合の手続き)

第4条 受注者は、兼務を希望する工事の契約を締結する際に、「工事施工計画及び下請負人等通知書」に加えて、以下により「現場代理人兼務届」を発注機関に提出する。

(1) 県の工事のみ現場代理人の兼務を希望する場合

「現場代理人兼務届」（第1号様式）を発注機関に提出するとともに、既に契約締結している工事の発注機関に対しても、速やかに「現場代理人兼務届」（写）を提出する。

(2) 県と市町の工事の現場代理人の兼務を希望する場合

ア 新たに兼務する工事が県の発注機関の工事の場合

「現場代理人兼務届」（第1号様式）を発注機関に提出するとともに、既に契約締結している市町の工事の発注機関に対しても、速やかに「現場代理人兼務届」（県様

式の（写）又は市町が定める様式）を提出する。

イ 新たに兼務する工事が市町の発注機関の工事の場合

該当の市町の定める方法により「現場代理人兼務届」（市町の定める様式）を発注機関に提出するとともに、県の発注機関に対しても、速やかに「現場代理人兼務届」（第1号様式）を提出する。

（現場代理人を兼務する必要がなくなった場合の手続き）

第5条 受注者は、兼務している工事が竣工した場合等、現場代理人の兼務が必要なくなったときは、速やかに契約継続中の工事の県の発注機関に「現場代理人兼務解除届」（第2号様式）を、市町の発注機関に市町の定める方法により、「現場代理人兼務解除届」（市町の定める様式）を提出する。

（現場代理人の責務について）

第6条 現場代理人は、兼務する一つの工事現場に従事している場合であっても、兼務する他の現場代理人の契約上の職務を免ずるものではない。

（主任技術者との兼務について）

第7条 兼務を認められた現場代理人は、各々の工事の主任技術者を兼ねることができる。

附 則

この要領に基づく事務取扱は、平成31年2月25日以降に入札公告、入札通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

この要領に基づく事務取扱は、令和4年4月1日以降に入札公告、入札通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

この要領に基づく事務取扱は、令和5年1月1日以降に入札公告、入札通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

この要領に基づく事務取扱は、令和7年4月1日以降に入札公告、入札通知を行う工事の契約に適用する。